

伊勢市農業委員会 第197回 総会議事録

日 時	令和4年5月17日（火）13時54分～14時25分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>19名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲    5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉    8番 中西 重喜    9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平    11番 北村 安弘    12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘    14番 泉 一嘉    15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史    17番 岩尾 昭    18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	0名
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	9番 東浦 弘行    19番 森北 雅博
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 一時転用の完了報告について</p> <p>4. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第197回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>19</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>9番の東浦 弘行さん</p> <p>19番の森北 雅博さん</p> <p>のご兩名にお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上5件でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。</p>

す。件数は4件、内訳といたしまして、田が4筆3,774㎡、畑が3筆1,662㎡の計7筆5,436㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は鹿海町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 国道23号 鹿海町交差点より東へ360mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は4名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は御菌町王中島の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町新開地内 松屋製菓株式会社より北西へ150mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番と4番、こちらでも売買でございます。譲受人が同一のため併せて説明します。受人は御菌町小木の田3筆と畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町小林地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、【1541、1548-1】は遊休農地、【1756-1、1762、1769】は荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。今回の4件につきましては、農地の状況から営農計画書の提出を求めると判断されました。提出された計画書の内容等を確認し、必要に応じて聞き取りを行い、事務局としては適正であると判断いたしました。

議 長

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が2筆 663㎡、畑が1筆 161㎡の計3筆 824㎡でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は黒瀬町の田1筆を、自身が所有するアパートで不足している駐車場8台分としたいとの申請にございます。

申請地は、黒瀬町地内 市立浜郷保育所より北へ50mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

2番、申請者は田尻町の畑1筆と、隣地である5条2番で申請の畑1筆と併せて計293㎡を、自身が消防設備・船舶機関設備等の保守点検整備業を営んでいることから資材置場にしたいとの申請にございます。申請地は田尻町地内 阿竹公民館より南西へ230mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

3番、申請者は東大淀町の田1筆の内490㎡を、自身が営む農業生産法人が使用する農業用倉庫1棟としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 J A伊勢北部ライスセンターの南側水路向かいに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては農用地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は6件、内訳といたしまして、田が12筆4,752㎡、畑が13筆2,730㎡の計25筆7,482㎡です。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人である大湊町で不動産業を営む株式会社ユウセイ 代表取締役 南端 哲さんが、馬瀬町の畑4筆を譲り受けて資材置場としたいとの申請でございます。申請地は馬瀬町地内 馬瀬町公民館より北へ200mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人である田尻町で保守点検整備業を営む北村 信也さんが、田尻町の畑1筆を譲り受けて隣地である4条2番で許可を受けた畑1筆と併せて計293㎡を資材置場としたいとの申請でございます。申請地は田尻町地内 阿竹公民館より南西へ230mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人である大湊町で不動産業を営む株式会社ユウセイ 代表取締役 南端 哲さんが、田尻町の田1筆を譲り受けて、近隣住民への貸駐車場3台分としたいとの申請でございます。申請地は田尻町地内 勢田大橋より北西へ180mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人である大湊町で不動産業を営む株式会社ユウセイ 代表取締役 南端 哲さんが、田尻町の田11筆と畑3筆 計14筆を譲り受けて、隣接する宅地2筆10.24㎡と用悪水路105㎡の計115.24㎡とあわせて一体利用し分譲宅地20区画4,243.05㎡、道路1,518.67㎡及び公園等369.48㎡の実測所要面積計6,131.20㎡としたいとの申請でございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供され

る土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は田尻町地内阿竹公民館より北東へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地【218、219、223、227-2】及び遊休農地【222】と判断されました。しかし、他の農地については、既に着工されておりました。よって現地調査も行いましたが、現況地目は棒線表記となります。そのため、申請者に対して始末書を求めました。

令和2年頃に株式会社 原田組が土木工事用資材置場として借用していたとのことですが、過去において公共工事に供するため十数年にわたり数社の工事に使用されて現在の状態に至ったと、始末書が提出されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この5月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は、併せて1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

5番、こちらもお買い上げでございます。受人である宮町2丁目で建築工事業等を営む 有限会社クリエイト 代表取締役 小西 一通さんが、鹿海町の畑4筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地内 県立宇治山田商業高等学校より東へ240mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは賃貸借でございます。借人である御菌町長屋で不動産業を営む有限会社大西テナント 代表取締役 大西 久規さんが、御菌町長屋の畑1筆を借り受けて貸店舗1棟としたいとの申請でございます。申請地は御菌町長屋地内 伊勢みそのショッピングセンターより南西へ240mに位置する第3種農地でございます。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

<p>議 長</p>	<p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、4番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>4ページをお願いします。議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑が2筆の214㎡でございます。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、東豊浜町の畑2筆で現況は宅地でございます。【1609-2】は昭和49年に住宅を建築し、【1609-5】は昭和37年の取得から進入路とし</p>



て利用し現在に至るとのことで、家屋及び土地登記簿謄本と課税証明を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。なお、進入路部分は、三重県農地法許可事務ハンドブックにおける事務処理要領中の「9 非農地証明関係」で定める基準により、「現況が農地でなくなってから20年を経過していることが、客観的に確認できる」ため、適切と判断したところです。

議案第4号は以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は31件で、田が65筆の72,331㎡、畑が8筆の8,768㎡、計73筆の81,099㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

議 長

青木  
(農林水産課)

内訳といたしまして、

◇10ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の200㎡。

◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が9件で、田が14筆の28,714㎡、畑が6筆の5,045㎡、計20筆の33,759㎡。

◇1年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の1,005㎡。

◇2年間の利用権（賃貸借権）の設定が4件で、田のみ5筆の4,282㎡。

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の419㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が12件で、田のみ26筆の27,110㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、田のみ12筆の5,149㎡。

◇20年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田が5筆の5,652㎡、畑が1筆の3,523㎡、計6筆の9,175㎡。

以上件数は31件で、田が65筆の72,331㎡、畑が8筆の8,768㎡、計73筆の81,099㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内29番と30番は、森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（森北委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。  
何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない  
ようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いた  
すが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利  
用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決  
定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件  
は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願  
います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
……2件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……22件(説明内容記録省略)
3. 一時転用の完了報告について  
……4件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。

<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、5月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月27日（金） 中澤 利吉 委員、 山口 和男 委員</li> <li>・ 5月30日（月） 森 美江 委員、 東浦 弘行 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>2点目は、先にご案内しました定期総会の開催でございます。再来週の31日火曜日午後2時から、御菌公民館 講堂で行いますので、ご出席をよろしくお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第197回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_